



# 上野原市公共施設等総合管理計画

平成28年2月  
(令和4年3月改訂)

上野原市



# 目 次

<b>第 1 章 上野原市公共施設等総合管理計画の改訂について .....</b>	<b>1</b>
1 計画策定の目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	2
4 計画の対象施設.....	3
<b>第 2 章 本市の現況と将来見通し .....</b>	<b>4</b>
1 市の概要.....	4
2 本市の将来推計人口.....	4
3 財政状況の推移と見通し .....	7
<b>第 3 章 公共施設等の現況と課題 .....</b>	<b>10</b>
1 施設の状況 .....	10
2 現状や課題に対する基本認識.....	17
3 過去に行った対策の実績 .....	18
4 有形固定資産減価償却率の推移.....	19
<b>第 4 章 公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本方針.....</b>	<b>20</b>
1 維持管理・更新に係る経費.....	20
2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	24
3 数値目標の設定.....	25
4 公共施設等の管理に関する方針.....	26
5 広域連携、国管理施設との連携についての考え方.....	29
6 ゼロカーボンシティに向けた公共施設の考え方 .....	29
<b>第 5 章 施設類型ごとの管理に関する基本方針.....</b>	<b>30</b>
1 公共建築物の基本方針 .....	30
2 インフラ施設の基本方針 .....	32
<b>第 6 章 公共施設等総合管理計画の実施方法 .....</b>	<b>34</b>
1 全庁的な取組体制の構築 .....	34
2 P D C A サイクルの推進方針.....	34
3 地方公共団体における各種計画との連携.....	34
4 地方公会計（固定資産台帳）の活用 .....	34
5 市民との情報共有.....	35
6 P P P / P F I の活用 .....	35
7 今後の進め方 .....	35

# 第1章 上野原市公共施設等総合管理計画の改訂について

## 1 計画策定の目的

上野原市（以下「本市」という。）では市民サービスの向上に資するため公共施設等の整備を進めてきましたが、その多くが完成後30年以上を経過し、老朽化の進行とその対策が課題となっています。

今後、公共施設等の大規模改修や建替えなどが集中することにより、多額の更新費用が必要となります。さらに、少子高齢化による生産年齢人口の減少から税収の落ち込みと社会保障費の増加が見込まれており、厳しい財政状況が予想されます。

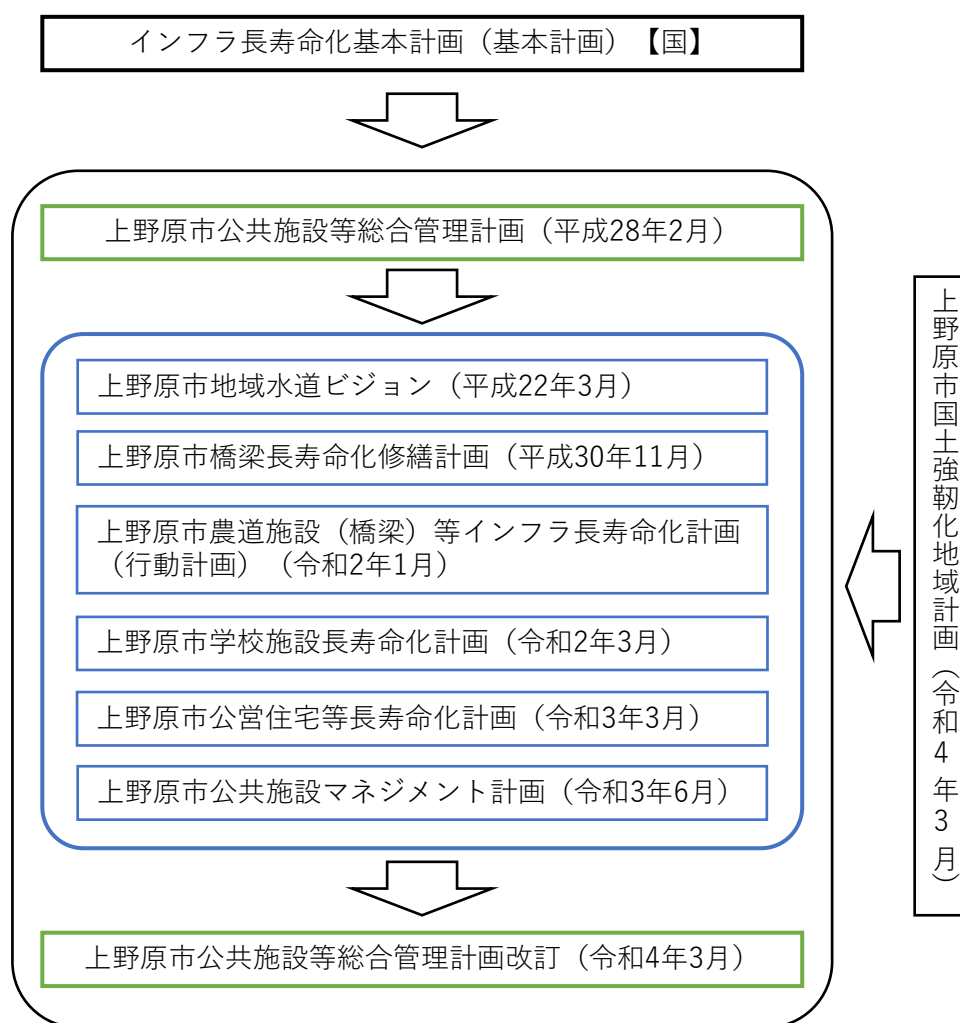
本市では国の要請により、これまでに公共施設に関する計画は、平成27年度に「上野原市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定し、個別施設計画として令和元年度に「上野原市学校施設長寿命化計画」、令和2年度に「上野原市公営住宅等長寿命化計画」、令和3年度に「上野原市公共施設マネジメント計画」（以下「マネジメント計画」という。）を策定しました。

今回さらなる国の要請により、個別施設計画を踏まえた総合管理計画の見直しに取り組むこととされ、本市においても総合管理計画の策定から5年が経過するため見直しを行うものです。

## 2 計画の位置づけ

改訂する総合管理計画（以下「改訂総合管理計画」という。）は、国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づき、本市がインフラの維持管理及び更新等を推進するため、マネジメント計画等を反映させた、公共施設等の総合的な管理に関する基本的な方針として策定します。

図 1 計画の位置づけ



## 3 計画期間

本計画は、平成 27 (2015) 年度から令和 36 (2054) 年度までの 40 年間を見通し、平成 28 (2016) 年度を初年度として令和 7 (2025) 年度までの 10 年間を計画期間とします。なお、今後の社会情勢や財政事情の変化などにより、必要に応じて見直しを行うものとします。

#### 4 計画の対象施設

改訂総合管理計画の対象となる公共施設等は、以下の通りです。

表 1 改訂総合管理計画の対象施設

##### (1) 公共建築物

大分類	中分類
市民文化系施設	集会施設、地区集会施設
社会教育系施設	図書館、博物館等
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設、レクリエーション施設
産業系施設	農業関連施設
学校教育系施設	小学校、中学校、給食調理場、教職員住宅
子育て支援系施設	保育所・こども園
保健・福祉施設	総合福祉センター・老人福祉センター
医療施設	医療施設
行政系施設	庁舎等、消防施設
公営住宅	公営住宅
その他	葬斎場、その他
公衆トイレ	公衆トイレ
未利用施設	休止施設、解体予定施設
供給処理施設	供給処理施設

##### (2) インフラ施設

大分類	中分類
道路	1級市道、2級市道、その他市道、自転車歩行者道
橋梁	橋梁（市道）、橋梁（農道）
簡易水道	簡易水道
下水道	公共下水道

## 第2章 本市の現況と将来見通し

### 1 市の概要

#### (1) 位置

山梨県の最東部で、首都圏中心部から約 60 から 70 キロメートル圏に位置し、東は神奈川県相模原市、南は道志村、西は大月市と都留市、北は小菅村と東京都西多摩郡と隣接しています。

また、中央自動車道上野原 IC 及び談合坂スマートインターチェンジ、JR 中央本線上野原駅及び四方津駅・国道 20 号、主要地方道四日市場上野原線・上野原あきる野線・上野原丹波山線・大月上野原線があり、首都東京を中心とする関東圏から山梨県への東玄関として重要な交流拠点となっています。

#### (2) 面積

南北方向に 21.6 キロメートル、東西方向に 15.3 キロメートルで、総面積は 170.57 平方キロメートルとなり、県土の 3.8% を占めています。可住地面積は 30.70 平方キロメートルとなり、県土の 3.2% を占めています。

#### (3) 人口密度

人口密度は、1 平方キロメートルあたり 132.9 人です。(国勢調査 令和 2 年)

### 2 本市の将来推計人口

#### (1) 人口の概要

合併前の旧上野原町と旧秋山村を合計した人口は、昭和 40 年では 28,906 人でしたが、平成 3 年から販売を開始した「コモアしおつニュータウン」などの影響により一時的には増加したものの、平成 12 年以降は減少傾向をたどっています。

上野原市人口ビジョン（令和 2 年 3 月）では諸施策の実施により、合計特殊出生率の改善と純移動率の均衡化を前提とした独自の将来人口を推計しています。これによると、平成 27（2015）年の 24,805 人から令和 42（2060）年には 11,166 人（約 55% 減）と人口減少を最小限にとどめた将来目標を掲げています。

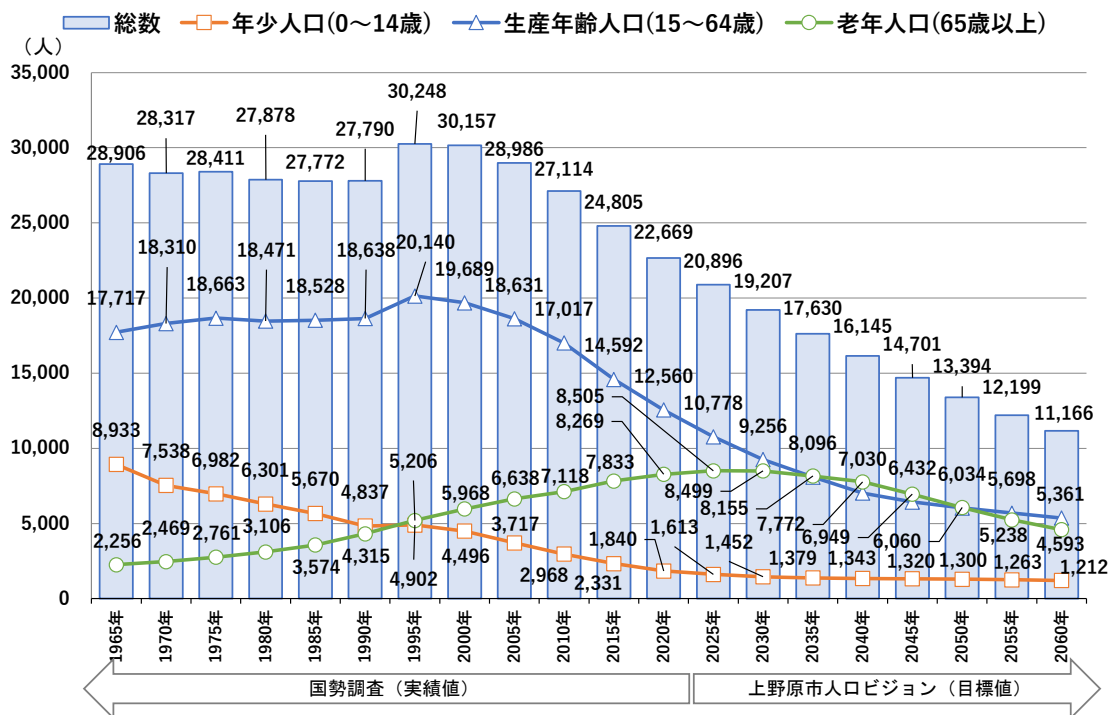
#### (2) 年齢区分別予測

年少人口（0～14 歳）とその割合は、令和 2（2020）年の 1,840 人（8.1%）から令和 42（2060）年には 1,212 人（10.9%）に減少すると推計されています。

生産年齢人口（15～64 歳）とその割合は、令和 2（2020）年の 12,560 人（55.4%）から令和 42（2060）年には 5,361 人（48.0%）に減少すると推計されています。

老年人口（65 歳以上）とその割合は、令和 2（2020）年の 8,269 人（36.5%）から令和 42（2060）年には 4,593 人（41.1%）に減少となりますが、全体に占める割合は増加すると推計されています。

図 2 年齢3区分別人口の推移と市独自の将来人口目標（※総数には年齢不詳を含む）



出典：山梨県統計データバンク、上野原市人口ビジョン（令和元年改訂版）

図 3 年齢3区分別人口の割合の推移と将来人口割合の目標

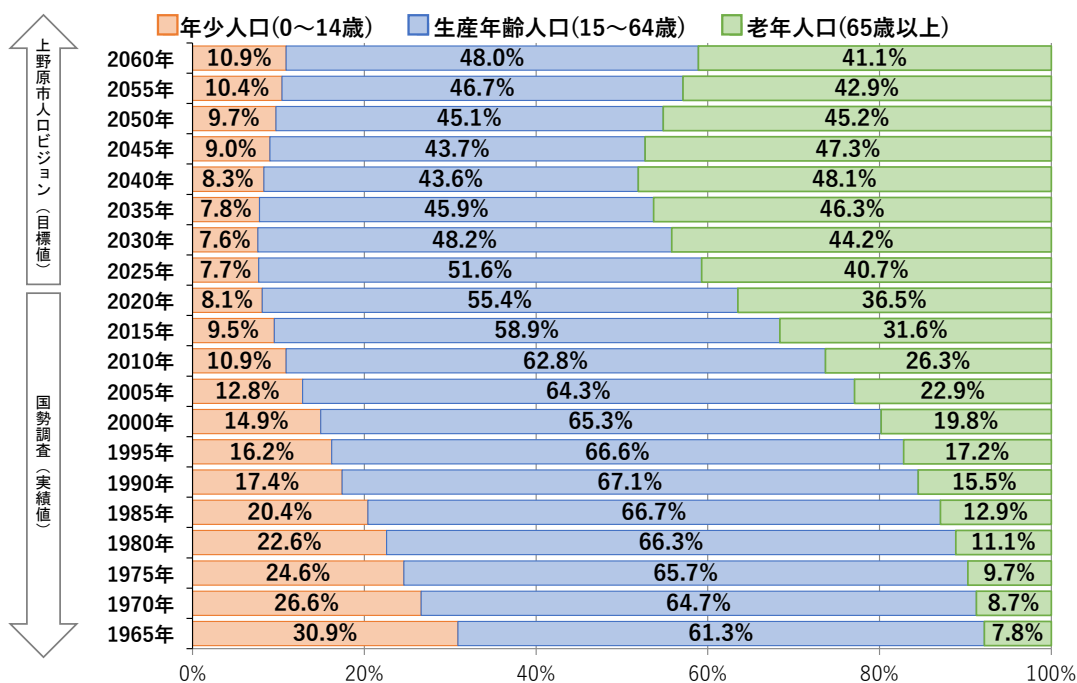
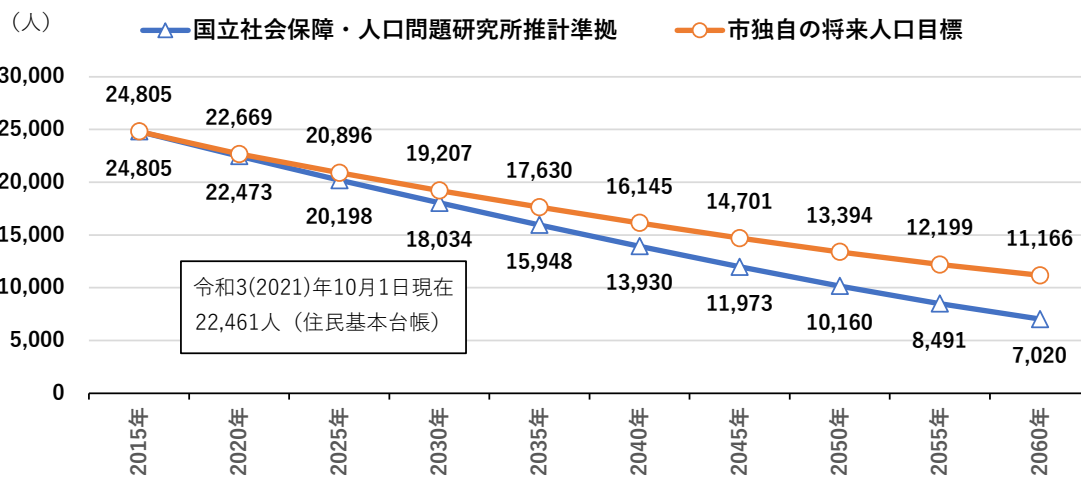




図 4 市独自の将来人口目標と国立社会保障・人口問題研究所推計準拠との比較



### 3 財政状況の推移と見通し

#### (1) 歳入の推移

本市の令和2(2020)年度の歳入は146億48百万円です。その内訳をみると、国・県支出金が47億15百万円(32%)と最も多く、次いで、地方交付税の35億20百万円(24%)、市税の31億53百万円(22%)となっています。

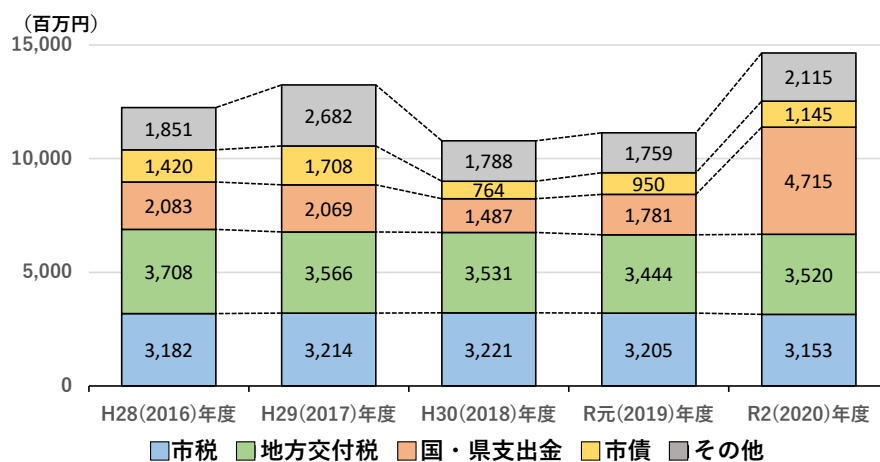
歳入の推移をみると、平成29(2017)年度の132億39百万円からその後2年間は110億円前後まで減少しましたが、令和2(2020)年度に大幅に増加しました。これは、コロナ禍の影響による国・県支出金の増大が一時的な押し上げ要因と考えられます。

表2 歳入の推移 (百万円)

区分	年度	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)
市税		3,182	3,214	3,221	3,205	3,153
		100%	101%	101%	101%	99%
地方交付税		3,708	3,566	3,531	3,444	3,520
		100%	96%	95%	93%	95%
国・県支出金		2,083	2,069	1,487	1,781	4,715
		100%	99%	71%	86%	226%
市債		1,420	1,708	764	950	1,145
		100%	120%	54%	67%	81%
その他		1,851	2,682	1,788	1,759	2,115
		100%	145%	97%	95%	114%
歳入合計		12,244	13,239	10,791	11,139	14,648
		100%	108%	88%	91%	120%

※表中のパーセント(%)は、平成28(2016)年度との対比を示す。

図5 歳入の推移



## (2) 歳出の推移

本市の令和2(2020)年度の歳出は141億3百万円です。その内訳をみると、消費的経費が88億47百万円(63%)で最も多く、次いで社会資本の整備等に要する投資的経費が18億26百万円(13%)、市債の償還に当たる公債費が15億19百万円(11%)となっています。

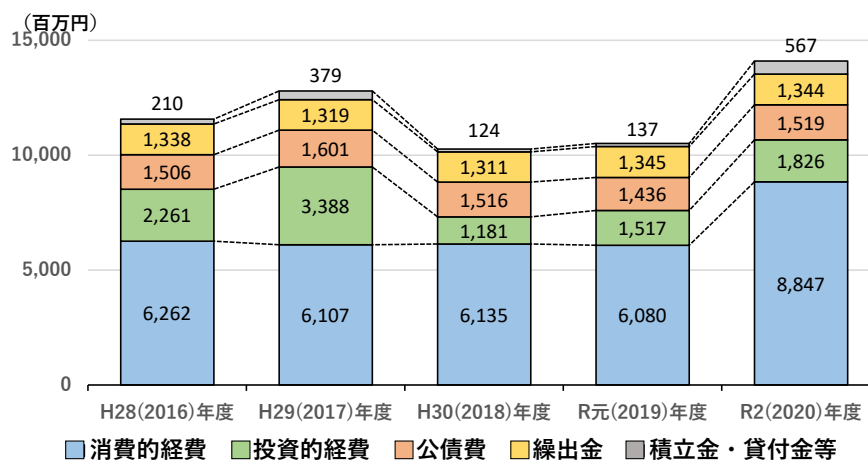
歳出の推移をみると、平成29(2017)年度の127億94百万円からその後2年間は100億円台前半まで減少しましたが、令和2(2020)年度に大幅に増加しました。これは、コロナ禍の影響による補助費の増大が一時的な押し上げ要因と考えられます。

表3 歳出の推移 (百万円)

区分	年度	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)
消費的経費		6,262	6,107	6,135	6,080	8,847
		100%	98%	98%	97%	141%
投資的経費		2,261	3,388	1,181	1,517	1,826
		100%	150%	52%	67%	81%
公債費		1,506	1,601	1,516	1,436	1,519
		100%	106%	101%	95%	101%
繰出金		1,338	1,319	1,311	1,345	1,344
		100%	99%	98%	101%	100%
積立金・貸付金等		210	379	124	137	567
		100%	181%	59%	65%	271%
歳出合計		11,577	12,794	10,267	10,515	14,103
		100%	111%	89%	91%	122%

※表中のパーセント(%)は、平成28(2016)年度との対比を示す。

図6 歳出の推移



### (3) 基金の推移

普通会計における基金の推移は以下の通りです。

表 4 基金の推移 (百万円)

区分	年度	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)
財政調整基金		2,082	2,084	2,093	2,096	1,916
		100%	100%	101%	101%	92%
減債基金		697	689	681	672	661
		100%	98%	97%	95%	94%
その他特定目的基金		1,972	1,555	1,582	1,605	1,976
		100%	79%	80%	81%	100%
土地開発基金		559	559	559	559	559
		100%	100%	100%	100%	100%
基金残高 (計)		5,311	4,888	4,916	4,932	5,112
		100.0%	92.0%	92.6%	92.9%	96.3%

※表中のパーセント (%) は、平成 28 (2016) 年度との対比を示す。

出典：地方財政状況調査

### (4) 財政の見通し

普通会計における財政の見通しは以下の通りです。

表 5 財政の見通し (百万円)

区分	年度	R1決算 (2019)	R2決算 (2020)	R3決算 見込 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
歳入	地方税	3,205	3,153	3,054	3,071	3,055	3,018	3,005	2,992
	地方譲与税・地方特例交付金等・各種交付金	745	830	843	800	792	784	776	769
	地方交付税	3,444	3,520	3,671	3,686	3,686	3,686	3,686	3,686
	臨時財政対策債	310	332	419	251	251	251	251	251
	国・県支出金	1,781	4,715	2,516	1,684	1,684	2,050	1,768	1,785
	寄附金	13	37	60	60	59	59	58	58
	地方債 (臨財債を除く)	640	813	755	752	530	1,240	860	800
	その他	1,001	1,248	1,306	1,137	1,409	915	1,423	1,525
	歳入計 A	11,139	14,648	12,624	11,441	11,466	12,003	11,827	11,866
歳出	人件費	1,957	2,215	2,239	2,253	2,231	2,233	2,250	2,275
	物件費	1,938	1,795	2,374	1,905	1,924	1,924	1,924	1,924
	扶助費	1,241	1,237	1,300	1,280	1,285	1,290	1,295	1,301
	補助費等	899	3,557	1,145	862	862	862	862	862
	普通建設事業費	1,134	1,477	2,041	1,424	1,471	1,940	1,770	1,731
	うち補助事業	469	667	837	568	455	1,102	1,114	1,081
	単独事業	665	810	1,204	855	1,016	839	657	650
	公債費	1,436	1,519	1,520	1,501	1,509	1,530	1,467	1,452
	繰出金	1,345	1,343	1,331	1,345	1,358	1,372	1,385	1,399
	その他	565	960	368	531	486	512	534	582
歳出計 B	10,515	14,103	12,318	11,101	11,126	11,663	11,487	11,526	
歳入歳出差引 A-B	624	545	306	340	340	340	340	340	

### 第3章 公共施設等の現況と課題

#### 1 施設の状況

##### (1) 施設保有量

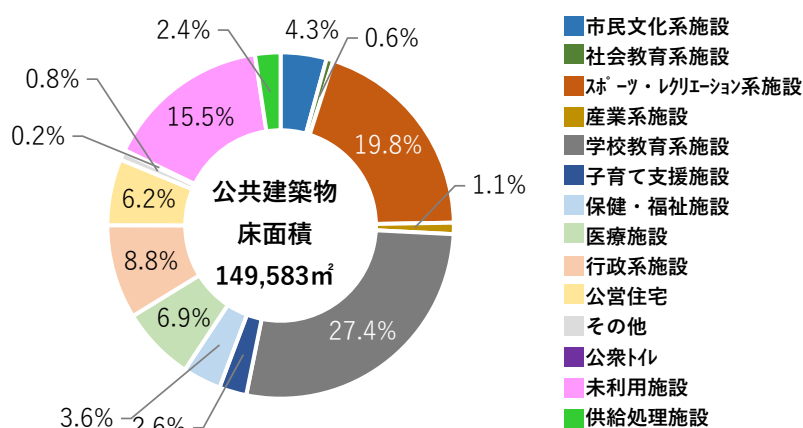
##### ア. 公共建築物

本市が保有する公共建築物は全体で 149,583 m<sup>2</sup> となります。学校教育系施設が 40,962 m<sup>2</sup> (27.4%) と最も多く、次いでスポーツ・レクリエーション系施設が 29,631 m<sup>2</sup> (19.8%)、未利用施設が 23,115 m<sup>2</sup> (15.5%) となります。また、この他に計画対象外施設として消防分団施設を計 679 m<sup>2</sup> 保有しています。

表 6 公共建築物の保有状況

大分類	面積 (m <sup>2</sup> )	割合	主な施設
市民文化系施設	6,414	4.3%	公民館、集会施設
社会教育系施設	961	0.6%	市立図書館、民俗資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	29,631	19.8%	市民プール、宿泊施設、温泉 等
産業系施設	1,583	1.1%	加工施設、交流施設 等
学校教育系施設	40,962	27.4%	小中学校、給食調理場、教職員住宅
子育て支援施設	3,822	2.6%	こども園、保育所
保健・福祉施設	5,364	3.6%	総合福祉センター、老人福祉センター
医療施設	10,351	6.9%	市立病院、診療所
行政系施設	13,140	8.8%	市役所、出張所、消防庁舎 等
公営住宅	9,269	6.2%	市営住宅
その他	1,161	0.8%	葬斎場、駅前駐輪場 等
公衆トイレ	264	0.2%	公衆トイレ
未利用施設	23,115	15.5%	旧学校校舎、旧保育所 等
供給処理施設	3,546	2.4%	ごみ処理施設、し尿処理施設
計	149,583	100%	

図 7 大分類別の床面積の割合



## イ. インフラ施設

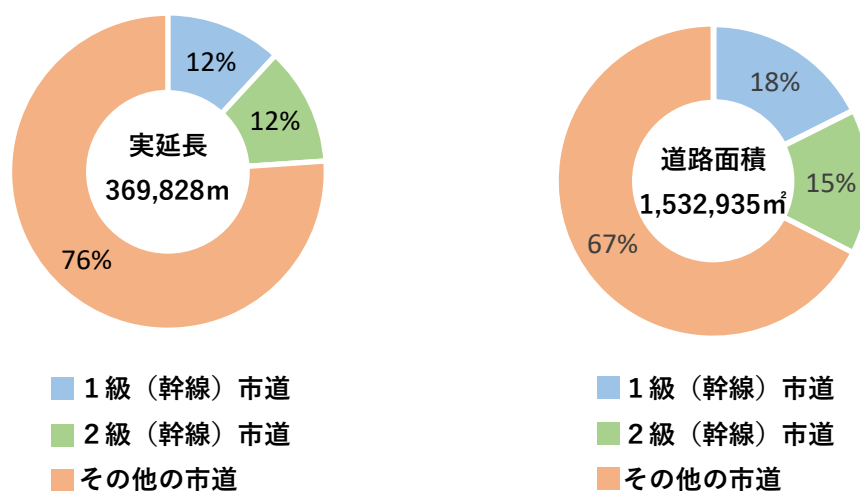
### ①道路

本市の市道は、実延長 369,828m、道路部面積 1,532,935 m<sup>2</sup>となっています。  
そのうち、「1級（幹線）市道」は実延長 43,865m、道路部面積 269,990 m<sup>2</sup>、「2級（幹線）市道」は実延長 44,585m、道路部面積 228,720 m<sup>2</sup>、「その他の市道」は実延長 281,378m、道路部面積 1,034,226 m<sup>2</sup>となっています。

表 7 道路の保有状況

種別	実延長 (m)	道路部面積 (m <sup>2</sup> )
1級（幹線）市道	43,865	269,990
2級（幹線）市道	44,585	228,720
その他の市道	281,378	1,034,226
計	369,828	1,532,935

図 8 種別ごとの実延長と道路面積の割合



## ②橋梁

本市が保有する橋梁は 278 橋あり、面積の合計は 21,048 m<sup>2</sup>となります。RC 橋が 93 橋と最も多く、次いで鋼橋が 79 橋となっています。これ以外に相模原市との行政区域界に橋梁が 1 橋あります。

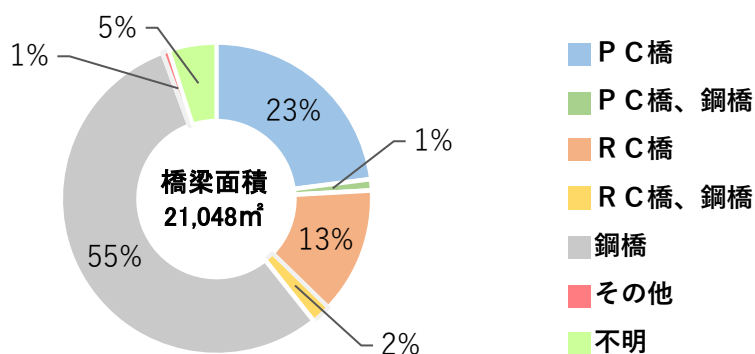
表 8 橋梁の保有状況

道路種別	使用材料	橋梁 (橋)	面積 (m <sup>2</sup> )	橋長 (m)
市道	P C 橋	77	4,693	1,130
	P C 橋、鋼橋	1	246	49
	R C 橋	93	2,762	659
	R C 橋、鋼橋	1	424	61
	鋼橋	79	11,541	2,550
	その他	2	149	98
	不明	8	137	不明
農道	P C 橋	3	141	59
	鋼橋	1	53	18
不明	不明	13	903	不明
計		278	21,048	4,623

表 9 市管理外の橋梁

道路種別	使用材料	橋梁 (橋)	面積 (m <sup>2</sup> )	橋長 (m)
市管理外	P C 橋	1	不明	40

図 9 使用材料別における面積の割合



### ③簡易水道

本市の簡易水道の延長は100,181mで、そのうち配水管90,305mが全体の90%を占めています。

口径別では、50mmを超え75mm以下が32,604m(32%)で最も延長が長く、次いで50mm以下の20,914m(21%)となっています。

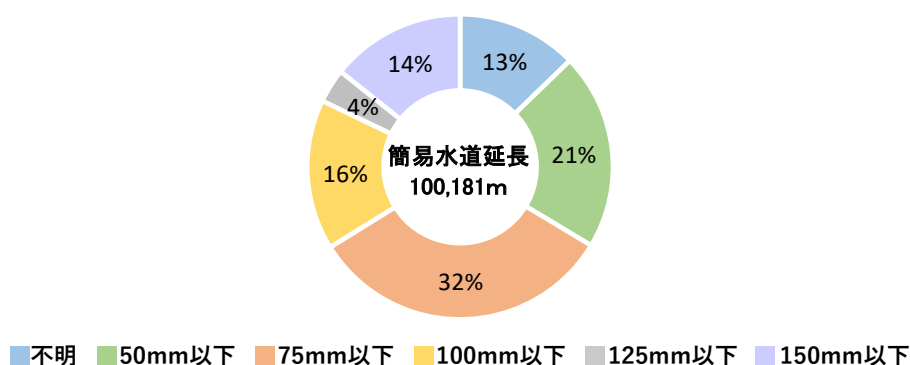
表 10 簡易水道の保有状況

区分	導水管	送水管	配水管	計
延長 (m)	7,254	2,623	90,305	100,181

表 11 簡易水道の保有状況

口径	不明	50mm以下	75mm以下	100mm以下	125mm以下	150mm以下	計
延長 (m)	12,768	20,914	32,604	15,986	3,620	14,290	100,181

図 10 口径別における延長の割合



### ④公共下水道

本市の公共下水道延長は75,214mであり、塩ビ管の68,101m(91%)が最も長く、次いでコンクリート管の4,703m(6%)となっています。

表 12 公共下水道 管種別の保有状況

種別	延長 (m)
コンクリート管	4,703
塩ビ管	68,101
その他	2,410
計	75,214

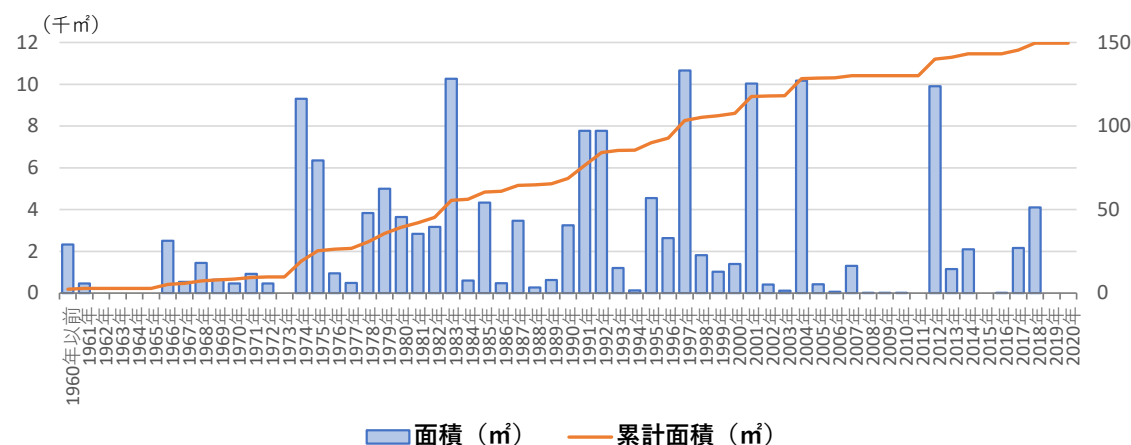


## (2) 施設保有量の推移

### ア. 公共建築物

本市の公共建築物は、1970年代以降から右肩上がりで増加し、2000年代にいったん横ばいとなりましたが、2011年以降に再び増加傾向にあります。

図 11 公共建築物の保有量の推移

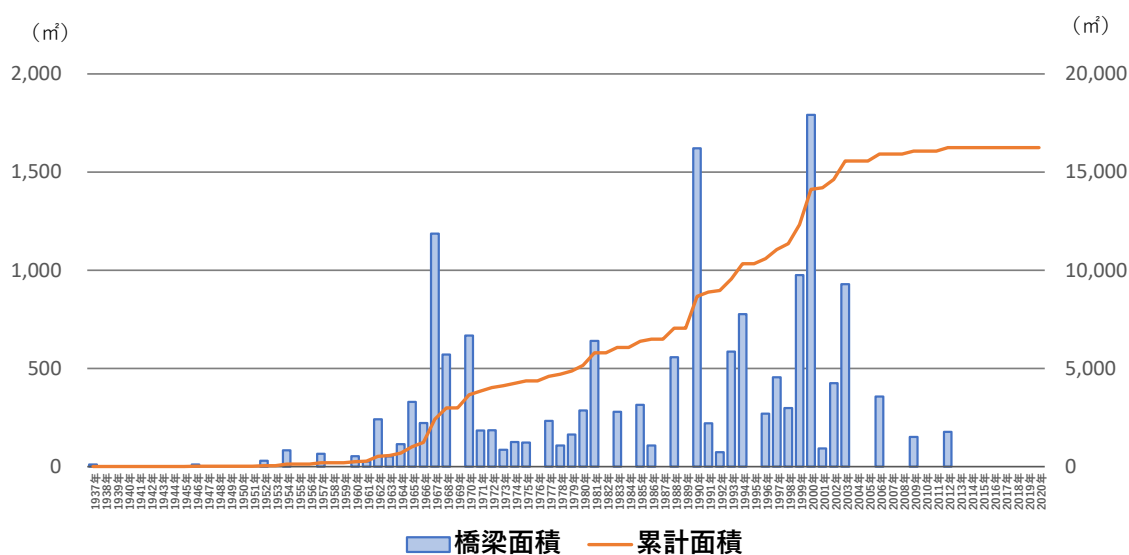


### イ. インフラ施設

#### ②橋梁

本市の橋梁は1960年頃から2000年頃まで右肩上がりに増加したが、その後は微増の状況です。次のグラフは整備年が判明している橋梁のみを示します。

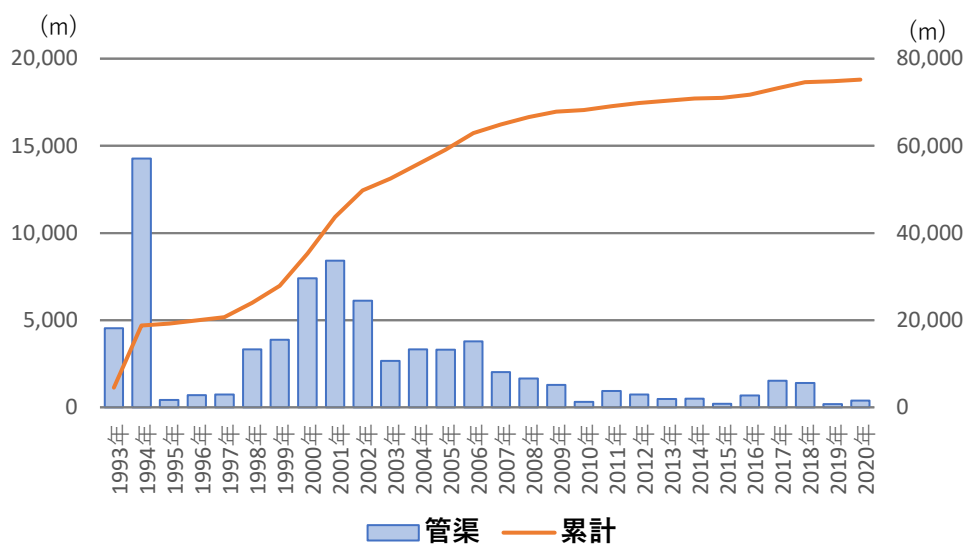
図 12 橋梁の保有量の推移



#### ④公共下水道

本市の公共下水道は、平成 16（2004）年度の供用開始に向け、平成 5（1993）年度から管渠を布設しはじめ、下水道エリアの拡大に伴い管渠も延長されてきました。

図 13 公共下水道の保有量の推移



なお、①道路および③簡易水道の多くは、整備年不明のため「施設保有量の推移」から省略します。

### (3) 老朽化の状況

#### ア. 公共建築物

本市の公共建築物の老朽化率は、老朽化率 50%以上 75%未満が全体の 28%を占め最も多く、次いで老朽化率 75%以上 100%未満が全体の 25%を占めています。また、耐震性においては全体の 88%が耐震性を有している状況です。

図 14 公共建築物の老朽化の状況

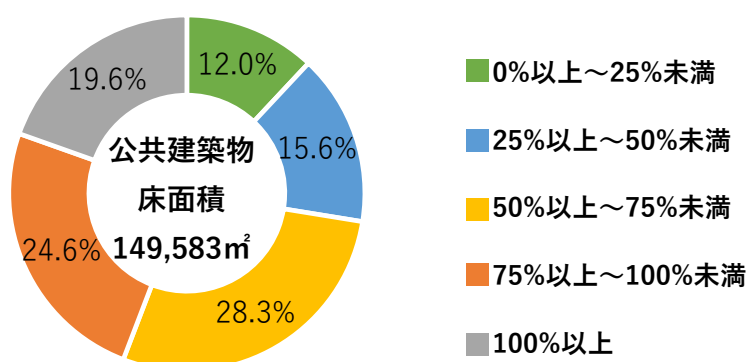
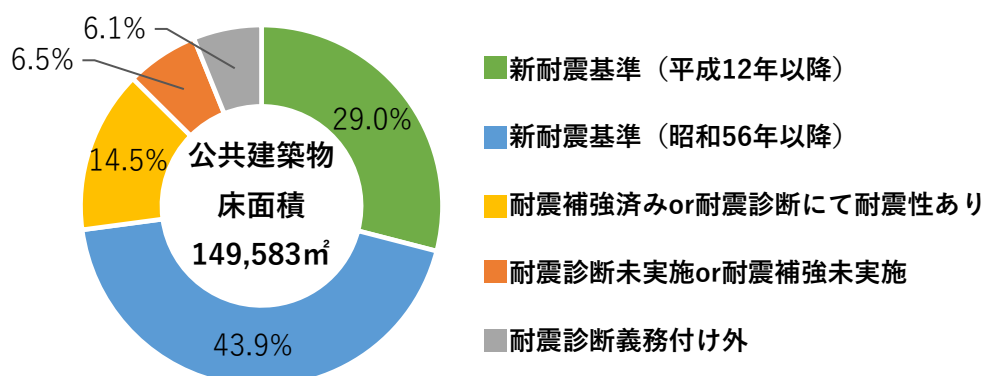


図 15 公共建築物の耐震化の状況



#### イ. インフラ施設

##### ②橋梁

建設年が判明している橋梁 16,248 m<sup>2</sup>の内、76%が建設から 50 年を経過しています。

##### ④公共下水道

公共下水管渠は、75,214mの全てが建設から 40 年未満です。

なお、①道路および③簡易水道の多くは、整備年不明のため「老朽化の状況」から省略します。

## 2 現状や課題に対する基本認識

### (1) 公共建築物

公共建築物は 1970 年代半ばから 2000 年代半ばの 30 年間にかけて集中的に整備されてきました。また、老朽化率が 75% を超える施設が全体の半分近くを占め、老朽化が進行している状況にあり、今後更新等に係る費用の増大が懸念されます。加えて、年少人口の減少から統廃合により利用されなくなった保育所や学校関連施設が多く、その在り方が課題となります。

### (2) インフラ施設

#### ①道路

道路は高度経済成長期に多く築造されてきました。道路舗装の維持管理は、道路パトロールや市民からの要望により、道路の損傷を把握し補修を実施してきましたが、今後舗装の老朽化に伴い補修費の増大が見込まれ、補修時期の集中化が発生すると見込まれています。

#### ②橋梁

橋梁は高度経済成長期から多く架設され、一般的に橋梁の寿命といわれる建設後 50 年を迎える高齢化橋梁の割合が増加する傾向にあります。また、本市の地勢的特徴として、地域内を流れる河川によって形成された河岸段丘や起伏に富んだ山間地が広がり、全国的に見ても橋梁の多い地域となっています。そのため、橋梁の更新時期が一斉に到来することが予測され、財政負担の増大が懸念されます。

#### ③簡易水道

これまでに整備してきた水道管路の多くは建設年が不明であるため、耐用年数から見た老朽化の状況が十分に把握できていません。また、水道管路の耐震化が進んでいなく、大規模災害時には断水の長期化が懸念されます。

水道事業の料金収入は、人口減少社会の到来と節水型社会への移行や産業構造の変化などにより減少傾向にあります。

#### ④公共下水道

公共下水道の整備時期は他のインフラ施設に比べ比較的新しく、これから更新時期を順次迎えるため、更新需要に対処しなければなりません。

現人口密集地の管渠布設工事も概成に近づきつつあり、人口減少の煽りを受け、今後下水道使用料収入の減少が想定されます。

### 3 過去に行った対策の実績

総合管理計画策定以降の平成 29（2017）年度から令和 2（2020）年度までの 4 年間に  
行った対策工事費の合計は、公共建築物が 1,750,518 千円、インフラ施設が  
1,518,055 千円となります。

対策工事費は国等の助成を含み、対策の実施にあたっては国・県支出金を最大限に  
活用し、一般財源規模の縮小に努めています。

表 13 公共建築物の対策工事費の実績推移 (千円)

	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	計
修繕費	200,031	255,436	210,616	215,578	881,660
工事請負費	331,673	15,876	202,694	318,614	868,857
計	531,704	271,312	413,310	534,192	1,750,518

※対象となる対策工事は、工事請負費の内、改修工事及び機能向上を伴う工事とし、新規整備に係る  
費用は含みません。

図 16 公共建築物の対策工事費の実績推移

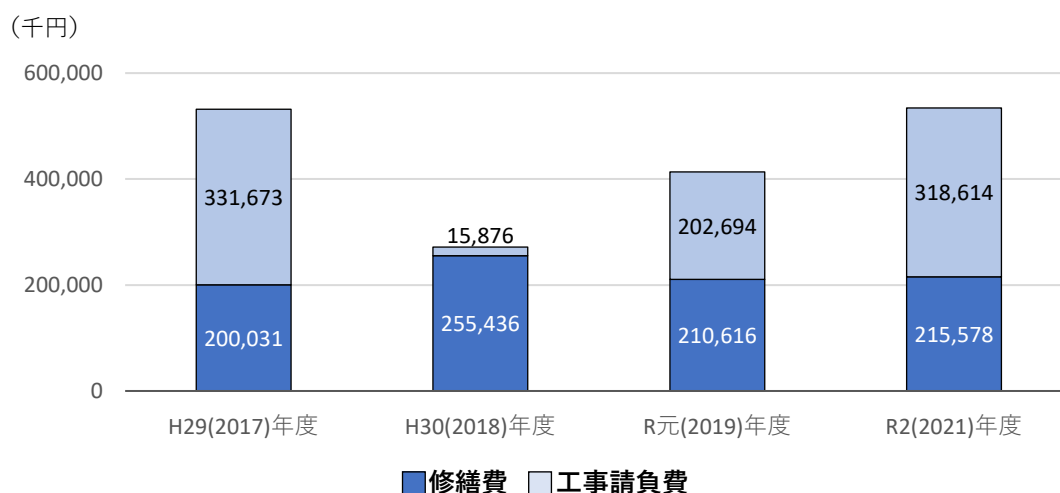
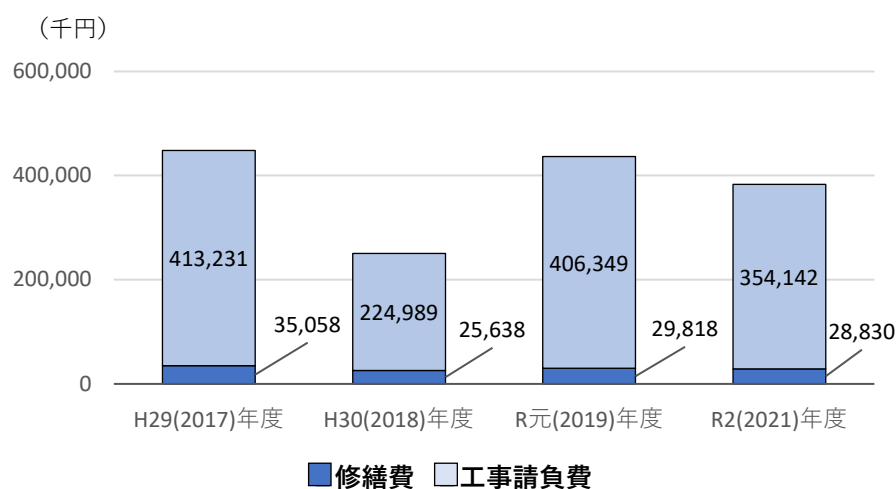


表 14 インフラ施設の対策工事費の実績推移 (千円)

	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	計
修繕費	35,058	25,638	29,818	28,830	119,344
工事請負費	413,231	224,989	406,349	354,142	1,398,711
計	448,289	250,628	436,166	382,972	1,518,055

※対象となる対策工事は、工事請負費の内、改良工事及び改修工事とし、新規整備に係る費用は含み  
ません。

図 17 インフラ施設の対策工事費の実績推移



#### 4 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、資産の老朽化を表す指標で、減価償却累計額を取得価額で除した値です。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{取得価額}}$$

減価償却とは、建物や機械装置など時の経過により価値が減少していく資産について、価値の減少を反映させる会計処理となります。

取得価額とは、当該資産の取得にかかる直接的な対価の他、原則として当該資産の引取費用等の付随費用を含めて算定した金額とします。

なお、減価償却率を求める有形固定資産の対象は、建物と工作物とし土地や物品等は除きます。

表 15 有形固定資産減価償却率の推移 (円)

	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)
取得価額	122,556,593,717	122,628,674,354	123,119,194,002
減価償却累計額	71,040,706,230	73,560,196,400	76,174,652,310
有形固定資産減価償却率	57.97%	59.99%	61.87%

## 第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

### 1 維持管理・更新に係る経費

#### (1) 現在要している維持管理経費

総合管理計画策定以降の平成 29 (2017) 年度から令和 2 (2020) 年度までの 4 年間に行った維持管理経費の年平均は公共建築物が 1,090,014 千円、インフラ施設が 966,573 千円となります。

公共建築物の経費のうち、平成 29 (2017) 年度の工事請負費が突出しているのは、主に上野原市総合福祉センターと上野原駅南口関連施設の整備に要したためです。

インフラ施設の経費のうち、平成 29 (2017) 年度の工事請負費が突出しているのは、上野原駅南口駅前広場と上野原駅南口区画道路の整備に要したためです。

なお、これらの経費には国等の助成を含み、事業等の実施にあたっては国・県支出金を最大限に活用し、一般財源規模の縮小に努めています。

表 16 公共建築物の維持管理経費の実績推移 (千円)

	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	年平均
委託料	249,630	225,133	260,626	220,487	238,969
光熱水費	133,622	141,811	141,175	126,673	135,820
修繕費	200,060	255,468	210,666	215,578	220,443
工事請負費	1,336,556	54,896	234,594	353,081	494,782
計	1,919,868	677,309	847,062	915,819	1,090,014

※対象となる経費は、公共建築物の点検、清掃、保守、運転監視等および修繕、更新等（除却も含む）になります。

図 18 公共建築物の維持管理経費の実績推移

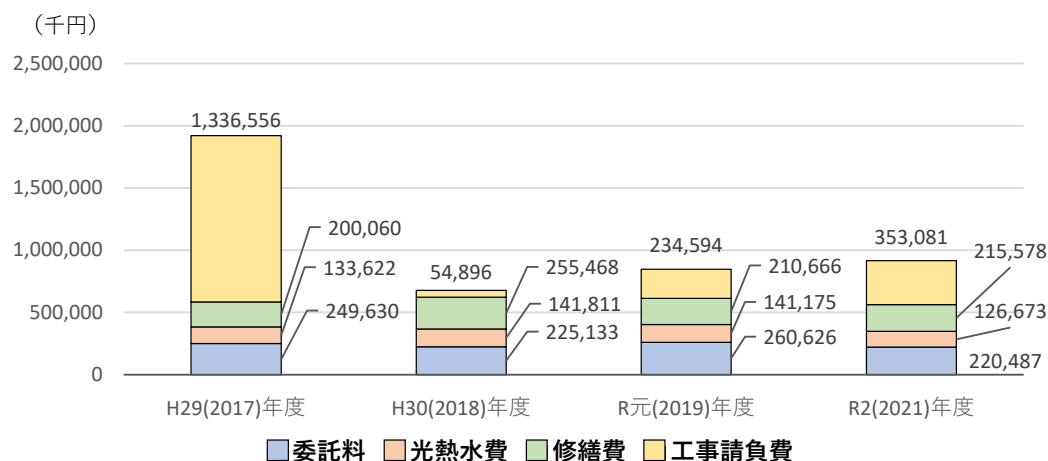


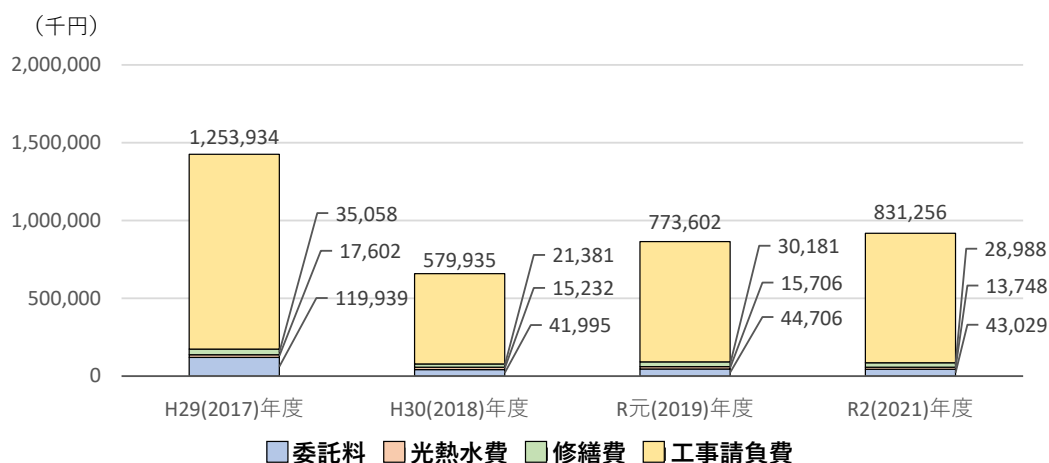
表 17 インフラ施設の維持管理経費の実績推移

(千円)

	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	年平均
委託料	119,939	41,995	44,706	43,029	62,417
光熱水費	17,602	15,232	15,706	13,748	15,572
修繕費	35,058	21,381	30,181	28,988	28,902
工事請負費	1,253,934	579,935	773,602	831,256	859,682
計	1,426,532	658,543	864,195	917,022	966,573

※対象となる経費は、インフラ施設の点検、清掃、保守、運転監視等および修繕、更新等（除却も含む）になります。

図 19 インフラ施設の維持管理経費の実績推移



(2) 施設を耐用年数で経過時に単純更新した場合の見込み

ア. 公共建築物

公共建築物を耐用年数で経過時に単純更新した場合の見込み額は、約 358 億円 (1年あたり約 11.9 億円) となります。

試算条件は、法定耐用年数の経過後に現在と同じ延べ面積を更新するとして、その面積に用途に応じた更新単価を乗じて試算します。更新費用の試算期間は、「マネジメント計画」で類似の試算した令和 3 (2021) 年からの令和 39 (2050) 年までの 30 年間とします。

公共建築物の見込み額 約 358 億円



## イ. インフラ施設

インフラ施設を耐用年数で経過時に単純更新した場合の見込み額は、約 384 億円となります。

橋梁を除くインフラ施設は、総保有量（面積または長さ）を更新年数で割った数量を 1 年間の更新量と仮定し、更新単価を乗じて毎年度更新費用を試算します。

更新単価は、総務省の「公共施設等更新費用試算ソフト（平成 28 年 1 月）」で示された数値に、国土交通省の「建設工事費デフレーター（令和 3 年 10 月）」で示された指数を乗じています。

橋梁は事後保全型管理とした場合、100 年間でライフサイクル・コストが約 275 億円（1 年あたり約 2.8 億円）となります。

なお、更新費用の試算期間は、公共建築物と同様に今後 30 年間とします。

※建設工事費デフレーターとは、建設工事に係る「名目工事費額」を基準年度の「実質額」に変換する目的で作成している指標です。

※ライフサイクル・コストとは、建物、橋、道路などがつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用を全体でとらえたものです。

表 18 橋梁を除くインフラ施設を単純更新した場合の試算 (千円)

種別	保有量	更新単価	更新年数	毎年度更新費用
①道路	1,532,935 m <sup>2</sup>	× 5.1 千円/m <sup>2</sup>	÷ 15 年	= 521,198
③簡易水道	100,181 m	× 109 千円/m	÷ 40 年	= 272,994
④公共下水道	75,214 m	× 140 千円/m	÷ 50 年	= 210,599
				1,004,791
小計 1	1,004,791 千円/年間		× 30年間	= 30,143,724

表 19 橋梁を事後保全型管理した場合の試算 (千円)

種別	事後保全管理型のライフサイクルコスト	毎年度更新費用
②橋梁	総額27,500,000千円 ÷ 100年 × 30年間	= 8,250,000
小計 2		8,250,000

インフラ施設の見込み額 約 384 億円 (小計 1 + 小計 2)

### (3) 長寿命化対策を反映した場合の見込み

#### ア. 公共建築物

「マネジメント計画」では、長期的に維持する必要がある公共建築物は、目標使用年数を 80 年間とし、これ以外の公共建築物は修繕対応のみ行い、目標使用年数を 45 年間としています。加えて、それぞれの公共建築物の状況に応じて、中長期的に集約化や用途廃止等により面積削減を図っています。

これらの長寿命化対策等を踏まえた場合、30 年間で約 263 億円（1 年あたり約 8.76 億円）となります。

#### イ. インフラ施設

橋梁は予防保全型管理とした場合、100 年間でライフサイクル・コストが約 174 億円（1 年あたり約 1.7 億円）となります。他のインフラ施設は各個別施設計画を策定次第、長寿命化した場合の見通しを示します。

### (4) 対策の効果

#### ア. 公共建築物

公共建築物の更新にあたり長寿命化対策等を踏まえると、耐用年数で経過時に単純更新した場合に比べ約 95 億円（= 358 億円 - 263 億円）の削減が見込まれます。

#### イ. インフラ施設

「上野原市橋梁長寿命化修繕計画」では、対象橋梁の予防保全型管理と事後保全管理型の累計維持管理費を算定すると、予防保全型管理が事後保全型管理よりも 37%程度ライフサイクル・コストが低くなり、今後 100 年間で約 101 億円の縮減効果が見込まれます。なお、他のインフラ施設は各個別施設計画の策定次第、対策の効果を示します。

## 2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

### 公共施設等の管理に関する基本5原則

#### (1) 公共建築物の適正配置

老朽化した公共建築物の更新や大規模改修を行う際には、諸条件を考慮して措置方針を決定し、適正規模・適正配置に取り組みます。また、引き続き近隣市町村との広域化や相互利用なども検討します。

#### (2) 新規整備の方針

公共建築物の新規整備は、「選択と集中」を基本とし、今後の財政状況を考慮のうえ政策適合性を加味し、国及び県支出金などによる財源の確保を前提として、中長期的な視点で費用対効果やライフサイクル・コストなどを精査したうえで整備します。

なお、新規整備に伴い全体の施設面積が増加するため、原則として既存施設の削減により均衡を図ります。

#### (3) 施設ニーズの変化に応じた機能提供

人口減少や人口構成の変化に対応するため、既存の施設機能の強化又は変更を検討します。

#### (4) 予防保全による長寿命化

不具合が生じてから対処する「事後保全管理」から、定期的な点検や診断により予防的な措置を施す「予防保全管理」への転換を推進し、一層の長寿命化と安心・安全なサービスの提供に努めます。

#### (5) 維持管理等の方針

施設整備や維持管理等における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの向上を目的として PPP や PFI などの手法を検討し、民間活力の導入を図ります。なお、用途廃止された公共建築物は、必要により広域化や民間移管、貸付、譲渡や譲与なども検討することとします。

### 3 数値目標の設定

#### (1) 公共建築物の削減目標

長寿命化対策等（年平均 8.76 億円）を行った場合においても、平成 29（2017）年度から令和 2（2020）年度までの 4 年間の工事請負費の平均 4.95 億円に対して年間約 3.81 億円不足する見込みとなります。

そこで、今後とも工事請負費に平均 4.95 億円／年を維持しつつ、公共建築物の総量削減により不足する財源との均衡を図るとすると、総延べ面積（149,583 m<sup>2</sup>）の 32%（47,867 m<sup>2</sup>）が削減目標となります。

#### 【目標数値の考え方】

- ①「マネジメント計画」で令和 32（2050）年までに除却予定とした公共建築物 11,855 m<sup>2</sup>（全体の 7.9%）を全て床面積削減の対象とします。総延べ面積 149,583 m<sup>2</sup>から面積削減した面積を除いた残り 137,728 m<sup>2</sup>（全体の 92.1%）を床面積の更なる削減の検討対象とします。
- ②除却予定とした公共建築物の解体工事費は 30 年間で約 3 億円（平均 0.1 億円／年）となります。過去 4 年間の工事請負費の平均約 4.95 億円／年から解体工事費の年平均を差し引いた約 4.85 億円／年で改修等更新するためには、単純計算で 43.9%削減する必要があります。
- ③公共建築物の削減に伴い、併せて諸費（委託料、光熱水費、修繕費）も削減されると試算されます（削減率 1%あたり約 5,952 千円）。このため、実際には 26%削減することで、維持管理経費と均衡すると見込まれます。
- ④総延べ面積から、除却予定する 7.9%と維持管理経費と均衡する削減施設 23.9%を合計した 31.8%（改め 32%）を削減目標として採用します。

図 20 更新費用との削減率のシミュレーション（除却予定施設を除く）

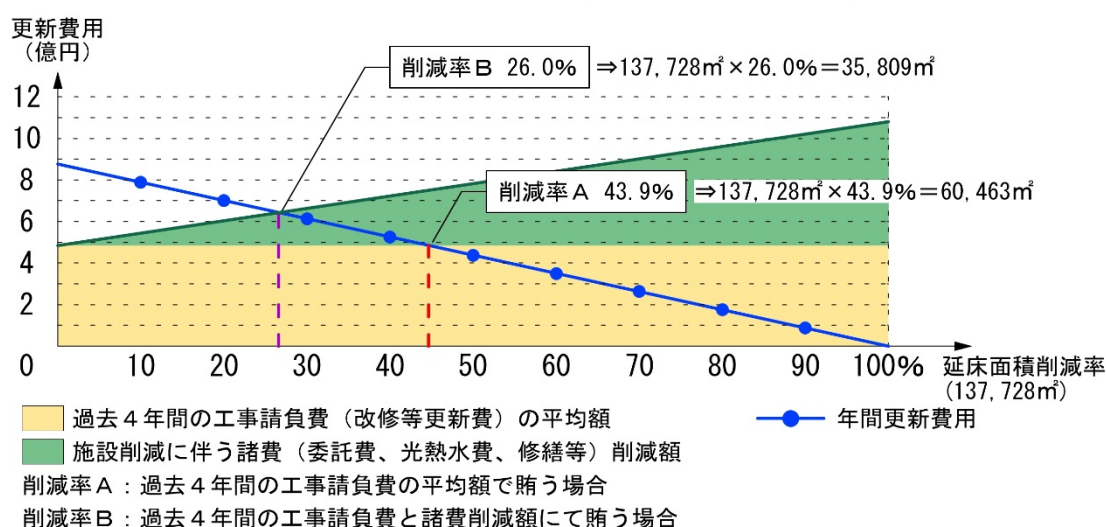
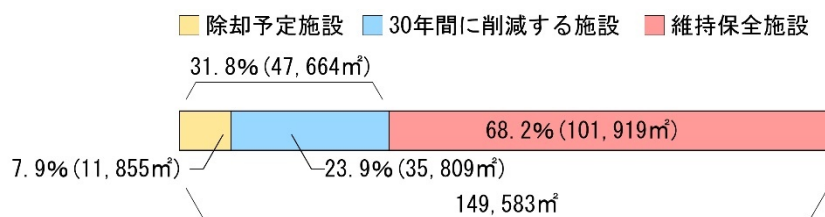


図 21 全体床面積における削減割合の内訳（除却予定施設を含む）



## (2) インフラ施設の削減目標

道路や橋梁などのインフラ施設は、一般的に施設量の縮減や廃止が困難であるため、維持管理等に要する経費の縮減を基本とします。

橋梁に係る長寿命化計画では、「選択と集中」を基本とし、優先度に応じて「事後保全管理」から「予防保全管理」に転換することにより、維持管理費が約 37% 縮減すると予測しています。そこで、現段階では同様の手法により維持管理費を 37% 縮減することを目標として採用します。

なお、他のインフラ施設は各個別施設計画を策定次第、数値目標を示します。

## 4 公共施設等の管理に関する方針

### (1) 点検・診断等の方針

施設点検は、公共施設等を適正に維持管理するため日常的に行う点検、定期的に行う点検、地震や事故等で臨時に行う点検に区分のうえ実施します。なお、点検結果は履歴情報として記録し、大規模改修や更新などを計画する際に活用します。

施設診断は、利用実態やコスト状況を調査分析し、公共施設等が効率的かつ効果的に運用されているかを把握するために適時実施します。

### (2) 維持管理・更新等の方針

中長期的に維持管理費の平準化を図りながら経費を縮減します。基本的な修繕は点検結果により適時実施し、大規模改修を含めた更新等はサービスニーズの変化、法令適合性、耐用年数、老朽化の程度に応じて総合的に判断したうえで実施します。

### (3) 安全確保の方針

点検により重大な損傷や欠陥を発見した場合には、速やかに改修等を実施することとし、必要により施設の供用停止や用途廃止も含めて検討します。

公共施設では、用途廃止により利用されない施設は、必要により立入禁止や侵入防止等の措置を施して事故防止に努めます。

#### (4) 耐震化の方針

##### ア. 公共建築物

令和3年3月末時点で、耐震性を有していると確認できない施設は全体面積の約12%となります。その内の一部施設は、統廃合により利用されなくなった学校関連施設であり、今後倉庫など常時人が利用しない施設以外の用途で活用する場合は、その用途ごとに耐震化の必要性を検討し対応します。残りの施設は、耐震改修促進法により耐震診断の義務付け外であるため現状を維持します。

##### イ. インフラ施設

インフラ施設は、市民生活に不可欠な基盤施設であるため、各施設の耐震基準に応じて補強工事を実施します。ただし、財政面から全ての補強工事を実施することは困難であるため、重要度に応じて優先順位を定めたくうえで実施します。

#### (5) 長寿命化の方針

一般的に故障や性能の低下などの不具合が生じてから対処する場合は、元の適正な状態に戻すために多くの費用を要すると言われていています。また、必要とされる改修等を怠ると、機能性や安全性が低下して結果的に長期間使用することが難しくなります。

そこで、日常点検や定期点検などを徹底し、不具合が軽微な段階で対処する「予防保全管理」への転換を推進し、施設の長寿命化を図ります。

なお、全ての施設を一度に「予防保全管理」とするには多額の費用を要し、維持保全費の平準化が図れなくなります。そこで、重要度の高い施設から「予防保全管理」へ転換することとします。

また、長寿命化に関する技術は日々進歩しているため、その方法等は適時採用することとします。

#### (6) ユニバーサルデザインの方針

施設の修繕や更新等の際には、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)におけるユニバーサルデザインの考え方などを踏まえ、誰もが安心、安全で利用しやすい施設となるよう、ユニバーサルデザイン化を図ります。

#### (7) 公共施設等の措置方針

今後の人口減少や人口構成の変化を踏まえ、公共建築物の既存ストックを適正に管理し、厳しい財政状況の中でも施設サービスを提供していく必要があります。

そこで、公共建築物では措置方針を定めるために段階毎の評価を行います。先ず1次評価として「老朽度・耐震性」と「維持管理コスト・稼働率」を評価します。

2次評価では「公益性・必需性・有効性・代替性・政策性」を評価します。1次評価と2次評価のそれぞれの結果を勘案して、総合評価として建物の「継続・改善・廃止」と施設機能の「継続・見直し・廃止」の措置方針を決定します。

なお、将来的には老年人口が増加する一方で年少人口と生産年齢人口が減少することから、高齢者向け施設と子供向け施設の需要が変化すると予測されます。

市では、財政負担の軽減と平準化を図り、公共施設等の最適な配置を実現するため、必要とされる措置方針を計画的に推進します。

#### ア. 集約化・複合化の基本的な考え方

同じ機能を持つ施設が複数ある場合には、老朽化状況や利用状況などを考慮して集約化や複合化を検討します。

集約化や複合化に際しては、既存施設を改修して必要機能を確保することとし、施設面積が不足する場合には、増築等により対応することとします。ただし、新施設を整備する方がライフサイクル・コストの縮減と財政負担の平準化が図られる場合には、この限りとはしません。

なお、施設の立地条件は、利用者の通い易さや利用時間の自由度に影響を与えるため、その影響を緩和する方策も併せて検討します。

#### イ. 維持更新・縮小更新の基本的な考え方

既存施設が将来的にも必要であるものの、物理的に老朽化が著しい状態、市民ニーズに対応できない陳腐化した状態などの場合には、機能更新を図ることとします。

機能更新に際しては、大規模改修などにより対応する方法、既存施設を取り壊して適正規模に再建築する方法などを検討します。

#### ウ. その他

インフラ施設は、公共建築物と異なり市民生活に直結しているため、廃止等することは困難です。また、橋梁のように同じ河川に複数あるとしても多重性の観点から廃止等することは容易ではなく、インフラ施設の措置方針を検討する場合には、諸条件を考慮して慎重に判断することとします。

#### (8) 未利用資産の活用や処分に関する基本方針

用途廃止した公共建築物は、構造躯体と設備の健全性が概ね保たれている場合、地区や民間の維持管理を前提として貸付を行います。貸付の可能性がない、あるいは健全性が保たれない場合、譲渡や譲与あるいは除却を行います。

#### (9) 辺地・過疎地域における公共施設等の基本方針

本市の辺地・過疎地域では、人口減少や高齢化が一層進むと見込まれています。これらの地域においては、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」（昭和37年4月25日法律第88号）に基づく辺地対策事業債、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年3月31日法律第19号）に基づく過疎対策事業債なども活用し、各種対策を講じます。

### 5 広域連携、国管理施設との連携についての考え方

人口減少社会において、高齢化の進行とインフラの老朽化により行政コストの増大が見込まれます。行政サービスを効率的かつ効果的に提供するために、他の地方公共団体と連携し、それぞれが保有する公共施設等の資産を融通し合い、有効的な活用が重要と考えます。

### 6 ゼロカーボンシティに向けた公共施設の考え方

公共建築物は、ゼロ・エネルギー・ビル等による省エネルギー性能の向上、木材利用促進法を踏まえた木材利用の促進、避難施設等への再生可能エネルギーの導入等により地球温暖化対策の推進を図ります。

インフラ施設は、既存インフラにおける再生可能エネルギーの活用により地球温暖化対策の推進を図ります。



## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 1 公共建築物の基本方針

- (1) 市民文化系施設（公民館・集会施設等）
  - 利用者を市全域としている集会施設は、サービスを継続し、必要に応じ修繕・改修・更新を実施します。
  - 主な利用者が地区住民である地区集会施設は、サービスを継続しますが、市で単独施設としての建替えは行わず、他施設との複合化や他の地区集会施設との統合化を図ります。
  - 地区集会施設は建物を地域へ譲渡や譲与も合わせて検討します。
- (2) 社会教育系施設（市立図書館・民俗資料館）
  - 図書館は、サービスを継続し必要に応じ修繕・改修・更新を実施します。
  - 民俗博物館は、当面は建物を維持しますが、中長期的には除却を検討し、有効な学習施設となるよう他施設と複合化を図ります。
- (3) スポーツ・レクリエーション系施設（市民プール・野球場・宿泊施設・温泉等）
  - スポーツ施設は、他施設との複合化に向けて見直しつつ、必要に応じ修繕・改修・更新を実施します。
  - レクリエーション施設は、サービス状況や利用状況などを見ながら、必要に応じ修繕・改修・更新を実施します。なお、運営状況によっては一部廃止も検討します。
- (4) 産業系施設
  - 計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、地域性による需要の変化を見据えながら他施設と連携し複合化を図ります。なお、需要のない建物は除却を行います。
- (5) 学校教育系施設（小中学校・給食調理場・教員住宅）
  - 小学校と中学校は、現状を維持しつつ、必要に応じ修繕・改修・更新を実施します。なお、教育環境等の適正化が必要な場合は統合化や複合化を検討します。
  - 給食調理場は、児童生徒数の減少に応じて効率的な運営が図られるよう見直しつつ、必要に応じ修繕・改修・更新を実施します。
- (6) 子育て支援施設（保育所・こども園）
  - 保育所・こども園は、サービスを継続し、必要に応じ修繕・改修・更新を実施しますが、サービス維持が困難な場合は他の機能との複合化など見直しを図ります。

- (7) 保健・福祉施設（総合福祉センター・老人福祉センター）
- 総合福祉センターふじみは、今後とも需要の増加が見込まれるためサービスを維持し、必要に応じ修繕・改修・更新を実施します。
  - 老人福祉センターは、建築年数の経過により維持管理に多額の財政負担が懸念されることから、施設の用途廃止・移管・除却について検討します。
- (8) 医療施設（市立病院・診療所）
- 医療施設は、サービスを継続し必要に応じ修繕・改修・更新を実施しますが、サービスの充実が図れる場合は統合化を検討します。
- (9) 行政系施設（市役所・出張所・消防庁舎等）
- 市役所庁舎は、修繕・改修・更新を実施し長寿命化を図ります。
  - 出張所は行政需要に配慮しつつ、集約又は他施設との複合化を図ります。
  - 消防庁舎は、必要に応じ修繕・改修・更新を実施します。
- (10) 公営住宅（市営住宅）
- 将来的な需要見通しから必要住戸数を確保し、余剰となる住戸は廃止します。
- (11) その他
- 上野原駅周辺にある駐輪場は都市機能に不可欠であるため維持し、必要に応じ修繕・改修・更新を実施します。
  - シルバー人材センターや新町一丁目検問所は代替施設への移転を検討します。
  - 葬斎場は、現状を維持し必要に応じ修繕・改修・更新を実施しつつ、広域化の検討も行います。
- (12) 公衆トイレ
- 公衆トイレは、計画的な修繕・更新を実施します。
- (13) 未利用施設
- 休止施設は、原則除却としますが除却までの間、一時的に倉庫として利用する施設については最低限の修繕を行い維持します。また、貸付・売却による財政負担の軽減が図られるものについては、その都度検討します。
  - 解体予定施設は、計画的に除却を行います。
- (14) 供給処理施設
- 富士北麓・東部地域ごみ処理広域化の推進に関する基本合意(令和2年11月)を経て、令和4年2月1日に富士・東部広域環境事務組合が設立され、富士北麓・東部地域の12市町村において、ごみ処理施設を新たに一施設に集約整備し、共同でごみ処理を行うこととなりました。本市のごみ処理施設は、新たな

施設の整備までの間に今後の既存施設のあり方を検討します。

- し尿処理施設は、下水処理施設等を活用した、し尿等処理の検討もあるなか、今後の動向を見つつ広域化・共同化を検討します。

## 2 インフラ施設の基本方針

### (1) 道路

- 交通網の基本となる幹線道路は、計画的な維持管理により災害等の未然防止を行うことで長寿命化とライフサイクル・コストの縮減を図ります。
- その他の道路は、迂回道路の有無や交通量に応じて優先順位を定め、必要となる維持管理を実施します。

### (2) 橋梁

- 「上野原市橋梁長寿命化修繕計画」（平成30年11月改訂）と「上野原市農道施設（橋梁）等インフラ長寿命化計画（令和2年1月）」の方針に基づき、事業計画を5年ごとに見直し、5年ごとに行う点検は事業計画見直しの前年に行います。
- 損傷が顕在化してから対策を講じる対処療法的な事後保全型管理から、劣化の進行を予測した上で損傷が深刻化する前に修繕を行う予防保全型管理へ転換します。
- 点検結果から健全性を評価し、路線の重要性を考慮した各橋梁の重要度を決定した上で、修繕・架替え計画の優先順位付けを行います。
- ライフサイクル・コストの試算を行い、最適な修繕・架替え計画を策定し、橋梁に係る維持管理コストの平準化を図ります。

### (3) 簡易水道

- 施設・管路の老朽化に伴う更新需要の増加を見据えつつ、建設事業費の平準化を図りながら計画的な更新を行います。
- 施設の老朽度等を判断しつつ、施設の種類等により独自の更新基準を設定し、適宜施設・設備の更新を行います。
- 管路の更新は、老朽管や基幹管路の布設替えを最優先事項として実施します。管種は旧来の硬質塩化ビニル管ではなく、高い耐震性能を有する配水用ポリエチレン管を積極的に採用し、管路更新に合わせて耐震化を図ります。
- 施設・設備の更新時には適宜ダウンサイジングが可能か検討し、可能と判断される場合のみ実施します。
- 市営簡易水道の一部は、東部地域広域水道企業団への統合を視野に入れつつ、検討を行います。

#### (4) 公共下水道

- 管路施設の改築・更新需要に備え「ストックマネジメント計画」を策定し、適正な維持管理・点検方法の確立と、優先度を反映した改築スケジュールにより整備費の平準化を図ります。
- マンホールの劣化やマンホールポンプの修繕など、部分的な修繕が多くなり、今後の大規模な修繕を避けるためにも、部分的な修繕を計画的に行い管路の延命を図ります。
- 管路施設の維持管理・点検業務において「包括的民間委託」の導入を検討します。

## 第6章 公共施設等総合管理計画の実施方法

### 1 全庁的な取組体制の構築

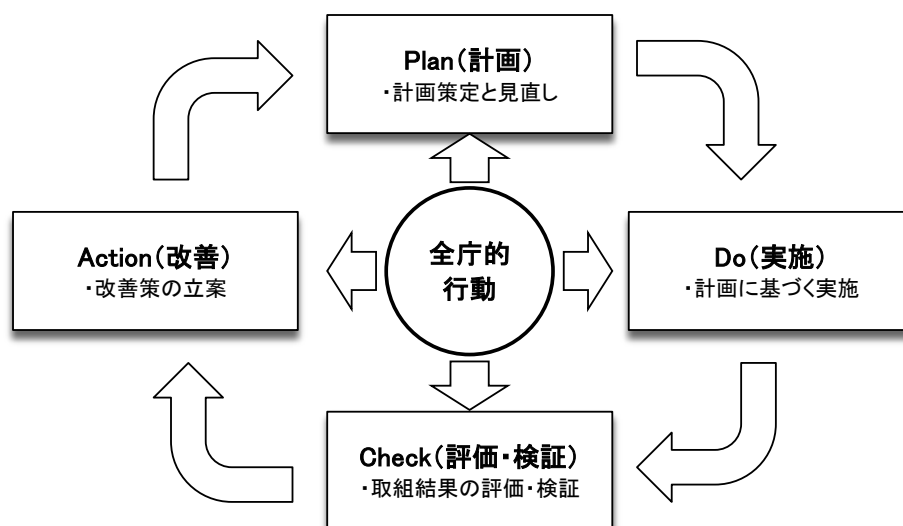
各種会議（企画会議・課長等会議・上野原市公共施設マネジメント庁内推進本部会議）により、公共施設等の維持管理や施設課題について協議し、今後の措置方針や行政サービス水準のあり方を検討します。

公共施設等をマネジメントする部署が主体となり、これらを総合的かつ計画的に管理や活用を行います。

### 2 PDCAサイクルの推進方針

総合管理計画の進捗状況等を確認するとともに、設定した数値目標に照らし法定点検等の節目に評価を実施し、評価結果に基づき総合管理計画を改訂します。

図 22 PDCA サイクル



### 3 地方公共団体における各種計画との連携

本市では、「上野原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を頂点として、各種計画が策定されています。本計画は、公共建築物やインフラ施設を中心とした計画となりますが、教育や福祉など様々な分野とも関連するため、各分野の計画とも連携・整合を図りながら推進します。

### 4 地方公会計（固定資産台帳）の活用

地方公会計（固定資産台帳）の活用として、点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に紐付け、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行います。

## 5 市民との情報共有

公共施設等に対する取り組みなどは、広報誌やホームページにより周知を図り、情報の公開と共有化に努めます。

## 6 PPP／PFIの活用

公共施設等の整備にあたり、公共と民間が連携し民間事業者の創意工夫を活かし、効率的かつ効果的に事業を進める必要性が高まっています。公共施設等の整備においては、事業規模や事業特性に応じて、財政負担の軽減と行政サービスの向上を目的に、最適な事業手法を多角的に検討します。

なお、本市では「上野原市公の施設の指定管理者制度に係る運用指針（平成 23 年 11 月 24 日改正）」に基づき、事業手法の一つとして同制度の導入も合わせて推進します。

※PFIとは、Private Finance Initiativeの略であり、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。

※PPPとは、Public Private Partnershipの略であり、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、「官民連携」とも呼ばれ、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものとされています。

## 7 今後の進め方

本市は少子化や高齢化などに伴う人口減少、厳しい財政状況にあります。公共施設は社会活動や経済活動の基盤であり、その役割のもと、地域住民の暮らしや、地域の実態、将来の姿を考慮しながら整備してきました。

公共建築物やインフラ施設の維持には相当な費用を必要とするため、市民の協力が不可欠です。縮小均衡による解決だけでなく、官民の役割分担を見直し、合意形成を図りながら本計画を推進します。

上野原市公共施設等総合管理計画計画

平成28年2月

(令和4年3月改訂)

発行・編集：上野原市 総務部 財政経営課

住所：〒409-0192

山梨県上野原市上野原 3832

電話：0554-62-3111（代表） / FAX：0554-62-5333